

平成 31 年 第 2 回 三朝町教育委員会 臨時会 日程

と き：平成 31 年 3 月 18 日（月）午前 9 時 30 分
ところ：三朝町役場 第 1 会議室

1 開 会

2 前回議事録承認
大丸委員、塩谷委員

3 議事録署名委員指名

4 報告事項

5 議 事

6 協議事項
みささっ子教育ビジョンの策定について

7 その他

8 閉 会

次回定例会：平成 31 年 3 月 25 日（月） 13：30 ～ （参考 H30. 3.22：木）

みささっ子教育ビジョン

(事務局 2 次案)

平成 31 年 3 月
三朝町教育委員会

目 次

I. はじめに 1

1. みささっ子教育ビジョンの基本的な考え方 1
2. みささっ子教育ビジョンの位置付けと対象範囲・期間 2
3. 三朝町の学校教育における現状と課題 3

II. ビジョンにおける基本方針 10

1. 基本理念と目指す子ども像 10
2. 取り組み体制と P D C A の整備 11

III. 基本目標と具体的施策 12

- 基本目標（1）確かな学力の育成 13
- 基本目標（2）豊かな心の醸成 16
- 基本目標（3）健やかな体の育成 19
- 基本目標（4）ふるさと愛の醸成 22
- 基本目標（5）豊かな関わりの醸成 25
- 基本目標（6）教育コミュニティづくりの推進 28
- 基本目標（7）教育環境の充実 31

IV. 資料編

3 4

- | | |
|---------------------------|-----|
| 1. 用語解説..... | 3 4 |
| 2. 第2次三朝町教育ビジョン策定審議会..... | 3 9 |
| 3. みささっ子教育ビジョン策定経過..... | 4 4 |



I. はじめに

1. みささっ子教育ビジョンの基本的な考え方

(1) 策定の背景

三朝町では、**青少年**教育のあり方や方向性などの指針を示すため、平成 18 年 3 月に「三朝町教育ビジョン」を策定し、これに基づく教育行政を進めてきました。

その後、国においては、平成 29 年 3 月に保育所保育指針、幼稚園教育要領および学習指導要領が改訂され、教育の基本方針や講すべき施策を定めた「第 3 期教育振興基本計画」が平成 30 年 6 月に閣議決定されて、幼児期から小学校へのつながりを意識した、新しい時代に必要とされる資質・能力の育成を目指した教育のあり方が示されました。

また、鳥取県においても、平成 26 年 3 月に新しい「鳥取県教育振興基本計画」が策定され、副題として“～未来を拓く教育プラン～”が設定されるとともに、5 つの目標とその実現のための 18 の施策が位置付けられました。

一方、本町においては、平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間を計画期間として策定した「第 10 次三朝町総合計画」および、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間を計画期間として策定した「三朝町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、教育分野を含む本町の施策を推進しているところです。

近年の社会情勢は目まぐるしく変化しており、生産年齢人口の減少、グローバル化の進展、急速な情報化や技術革新に伴う厳しい激動の時代が到来しています。そして、多様化する社会の中で、新しい時代を生きる子どもたちに必要となる力を育成することが、今後の教育に求められています。さらには、学力・体力や学習意欲の向上、規範意識の醸成、生活習慣の見直し、いじめ・不登校への対応、特別支援教育の充実、家庭や地域との連携・協働など、従来からの継続した課題への取り組みも重要性を増しています。

本町は平成 31 年度に小学校を統合した後、平成 32 年度に小学校、平成 33 年度は中学校で新学習指導要領の全面実施を控える中、こうした状況を踏まえて教育の基本理念や施策の方向性を示し、保育所・こども園・学校・家庭・地域・行政が一体となって子どもたちを育てていくため、**“みささっ子”** の育成に特化したビジョンを策定します。

(2) 策定の根拠

教育基本法において、国は、教育の振興に関する施策の推進を図るため、基本的な計画を定めることを規定しています。

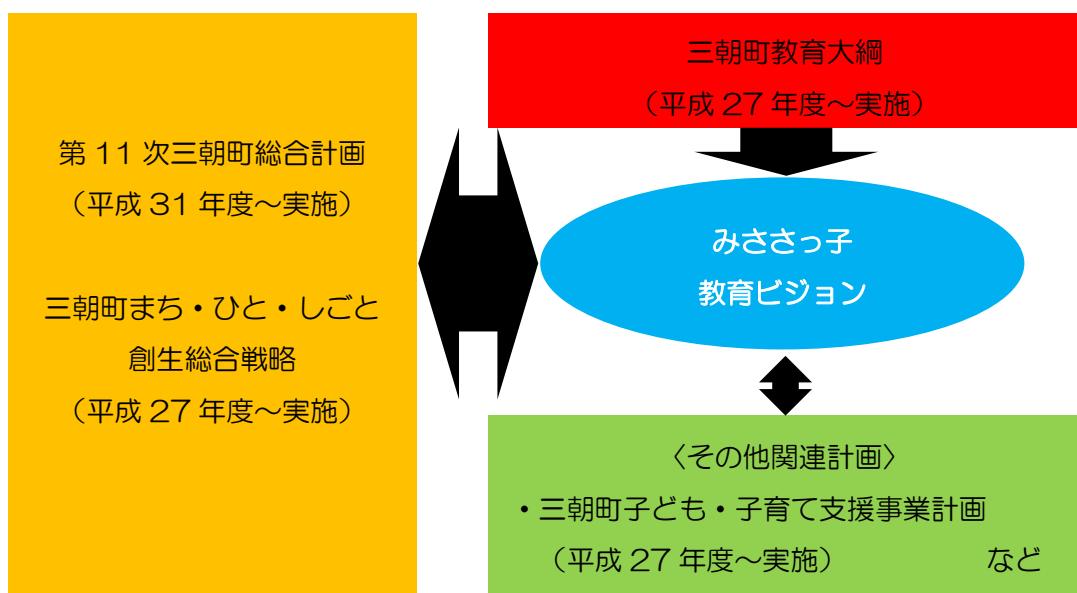
また、地方公共団体においても、国の計画を参考にしながら、その地域の実情に応じ、教育の振興に関する基本的な計画を策定することが求められています。

2. みさっ子教育ビジョンの位置付けと対象範囲・期間

(1) 位置付け

本ビジョンは、「笑顔と元気があふれ輝く町」を目指して平成30年度に策定された「第11次三朝町総合計画」および、平成27年度から実施されている「三朝町まち・ひと・しごと創生総合戦略」と連携し、かつ、三朝町総合教育会議において平成27年6月に策定された「三朝町教育大綱」の示す理念のもと、他の関連計画との整合性を図りながら、“みさっ子”の育成に特化した基本目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめたものです。

また、本ビジョンは、「教育基本法」第17条第2項の規定に基づく、地方公共団体の定める教育・振興のための施策に関する基本計画として位置付けるものとなります。



(2) 対象範囲

本ビジョンは、三朝町が主体となって教育を行う保育所・こども園、小学校、中学校に通う“みさっ子”を対象とし、それらの教育と一体的な取り組みを行うことが必要になる就学前および高等学校、大学等と連携した教育についても対象に含めるものとします。

また、領域としては“みさっ子”の育成に特化した計画としています。

(3) 対象期間

平成31年度を初年度とする平成40年度までの10年間を計画期間とします。

ただし、社会情勢の変化などにより、必要性を見極めながら適宜見直しを行うものとします。

3. 三朝町の学校教育における現状と課題

(1) 児童生徒数の推移

①小学校児童数(平成 30 年 5 月 1 日現在) (人)

区分	東小学校			西小学校			南小学校			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1年生	0	7	7	16	21	37	0	1	1	16	29	45
2年生	7	2	9	17	19	36	0	1	1	24	22	46
3年生	6	2	8	24	18	42	3	2	5	33	22	55
4年生	6	4	10	24	23	47	2	1	3	32	28	60
5年生	4	0	4	23	26	49	1	1	2	28	27	55
6年生	4	1	5	17	30	47	1	4	5	22	35	57
総 数	27	16	43	121	137	258	7	10	17	155	163	318

②中学校生徒数 (平成 30 年 5 月 1 日現在) (人)

区分	三朝中学校		
	男	女	計
1年生	41	21	62
2年生	29	37	66
3年生	30	28	58
総 数	100	86	186



③今後の児童生徒数の推移予測

平成 30 年 5 月現在、小学校の児童総数は 318 人、中学校の生徒総数は 186 人で、児童生徒数の合計は 504 人となっています。

今後、本町に住所を有する 0 歳から 6 歳未満の乳幼児が町内の小学校へ就学するものとして推計したところ、5 年後における児童生徒数の合計は 432 人であり、平成 30 年度と比較して 72 人の減少となります。ただし、この人数は他市町村への区域外就学がないものとして推測したものであるため、町外の学校へ転出する児童生徒が発生した場合、町内の児童生徒数はさらに減少することとなります。

現在の出生数を考慮しても、今後、児童生徒数が飛躍的に増加することは望めない状況であることから、こうした状況の変化に対応できる教育環境を計画的に整えていく必要があります。

(人)

年 度	小学校				中学校	児童生徒 総 数
	旧東小	旧西小	旧南小	小計		
H31	45	242	15	302	175	477
H32	50	221	17	288	174	462
H33	50	213	17	280	172	452
H34	51	210	13	274	170	444
H35	52	204	15	271	161	432

※ 現在との比較を容易にするため、統合前の小学校ごとに記載し、和暦で表示しています。

(2) 学力・学習の状況

文部科学省は平成 19 年度から全国の小中学校における最高学年（小学 6 年生、中学 3 年生）全員を対象に「全国学力・学習状況調査」を毎年実施しており、全国の都道府県、市町村別における学力の状況を把握することとしています。

近年、全国的に学力低下が懸念されている中、本町の児童生徒については下表のとおり、平均正答率は近年高い水準を保っており、基礎的・基本的学力の定着は安定的に図られていることがうかがえます。しかし一方で、活用部分についてはまだ伸びしろがあることもうかがえるため、今後も継続して活用力の向上を図っていくことが求められます。

全国学力・学習状況調査の結果（各教科の全国、鳥取県および三朝町の平均正答率）

※平成 29 年度より、都道府県および市町村の小数点以下非公表 (%)

年 度	小学校国語 A (知識)			小学校国語 B (活用)		
	全 国	鳥取県	三朝町	全 国	鳥取県	三朝町
H28	72.9	75.2	80.3	57.8	58.0	60.2
H29	74.8	76	82	57.5	57	64
H30	70.7	71	74	54.7	55	62

(%)

年 度	小学校算数 A (知識)			小学校算数 B (活用)		
	全 国	鳥取県	三朝町	全 国	鳥取県	三朝町
H28	77.6	77.0	80.5	47.2	46.8	49.4
H29	78.6	77	86	45.9	46	52
H30	63.5	62	68	51.5	50	60

(%)

年 度	中学校国語A（知識）			中学校国語B（活用）		
	全 国	鳥取県	三朝町	全 国	鳥取県	三朝町
H28	75.6	76.7	69.6	66.5	67.1	69.6
H29	77.4	77	80	72.2	72	76
H30	76.1	76	79	61.2	60	63

(%)

年 度	中学校数学A（知識）			中学校数学B（活用）		
	全 国	鳥取県	三朝町	全 国	鳥取県	三朝町
H28	62.2	63.2	58.4	44.1	44.4	37.4
H29	64.6	63	69	48.1	48	54
H30	66.1	66	70	46.9	45	51

(3) 豊かな心を育む教育活動

町内の小中学校では、教科学習のほかに、総合的な学習の時間において地域などの協力を得ながら行う学習をはじめ、国内姉妹都市とのスポーツ交流や、本町と友好関係にある台湾とフランスの小中学校へ訪問して国際色豊かな相互交流にも取り組んでおり、さらには芸術、文化、伝統芸能、校外体験など多岐の分野にわたってさまざまな学習活動が実施されています。

町内の小中学校で取り組まれている特色ある事業

事業名称	取り組み内容
三朝町創意と特色ある学校づくり推進事業	各学校で創意工夫した事業に取り組み、特色ある学校づくりと児童生徒の感性を育んでいる。
みささ青空体験塾	地域の団体や個人の協力や指導を得ながらさまざまな体験活動を提供し、「やさしくたくましい三朝の子ども」の育成を図っている。
三朝町・城陽市文化スポーツ交流事業	本町の姉妹都市である京都府城陽市の児童とスポーツ・文化活動を通じて相互に体験交流学習を行っている。
未来を拓けみささっ子創造事業	各分野において全国・世界で活躍する著名人の講演などを開催し、将来に希望を持ち夢の実現に向けて努力する児童生徒の育成を図っている。

台中市石岡区との中学生相互交流事業	三朝中学校と姉妹校協約を交わしている台湾台中市立石岡国民中学と生徒の相互派遣交流を行い、生徒および学校間の友好を深めている。
中学生手作り訪仏事業	本町と友好姉妹都市提携を結んでいるフランスのラ・マル・レ・バン町へ、中学生による友好交流団を派遣し、ホームステイなどで異文化を体験することにより、豊かな感性と国際感覚を身に付ける取り組みを行っている。

こうした事業のほかにも、地域や地元企業などの協力を得ての各種ボランティア活動や職場体験（トライワークみささ）など、豊かな人間性と社会性を育成するための活動が行われています。

また、平成 29 年度に友好都市盟約を締結した滋賀県多賀町とも、今後幅広い世代・分野で交流を行っていくことが重要であると考え、次代を担う子どもたちの交流事業について、教育現場である学校と町が連携して意見交換や相互視察を行いながら、事業の具体化を進めているところです。

しかし、平成 32 年度から導入される新たな学習指導要領においては、教科科目の総授業時間数が増加するため、活動機会の減少が懸念されることから、各学校と町が連携・調整を図りながら各事業を発展的に継続させていくことが求められます。

また、中学校の部活動においては、中部予選を勝ち抜いて県中学総体に出場するなど、めざましい活躍を見せる生徒を輩出する一方で、生徒数の減少により、部の存続が難しくなるなど、少子化が生徒の学校生活に影響を及ぼしているという課題も見えてきています。

（4）体力・運動の状況

文部科学省が毎年実施している「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果によると、本町の小学生における身長、体重は全国平均へ徐々に近付く傾向にあり、中学生においては身長、体重を含むすべての項目で、全国平均と比較して高い値が見られる傾向にあります。

このうち、平成 30 年度の結果では、20m シャトルランや立ち幅跳び、50m 走では児童生徒とも全国平均を大きく上回る数値となっていますが、一方で、児童生徒の握力や長座体前屈、反復横とびは全国平均を一部下回る数値となっています。

今一度、自然を生かした幼児教育期の遊びと連携させながら、児童生徒の基本的生活習慣を定着させていくとともに、発達段階に応じた指導を通じて運動の生活習慣化を図り、基礎体力の向上に努めていく必要があります。

平成 30 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果

学年・性別 区分 調査項目	小学 5 年生					
	男 子			女 子		
	全 国	鳥 取 県	三 朝 町	全 国	鳥 取 県	三 朝 町
身長(cm)	138.92	138.80	138.81	140.09	140.11	139.24
体重(kg)	34.20	33.95	35.95	34.00	34.08	33.44
握力(kg)	16.54	16.39	15.67	16.15	16.07	15.15
上体起こし(回)	19.95	19.70	22.22	18.96	19.13	19.65
長座体前屈(cm)	33.31	31.84	28.56	37.62	35.82	33.89
反復横とび(点)	42.10	43.06	40.70	40.32	41.95	39.74
20m シャトルラン(回)	52.15	58.99	66.56	41.88	49.51	60.72
50m 走(秒)	9.37	9.40	9.13	9.60	9.60	9.29
立ち幅とび(cm)	152.24	154.06	158.96	145.94	147.02	154.41
ソフトボーラル投げ(m)	22.15	22.74	23.78	13.77	13.88	13.81

学年・性別 区分 調査項目	中学 2 年生					
	男 子			女 子		
	全 国	鳥 取 県	三 朝 町	全 国	鳥 取 県	三 朝 町
身長(cm)	160.03	160.25	160.83	154.89	154.99	153.55
体重(kg)	48.64	48.85	48.71	46.58	47.04	47.90
握力(kg)	28.84	28.92	28.33	23.87	23.81	24.84
上体起こし(回)	27.36	26.48	27.33	23.87	23.17	25.73
長座体前屈(cm)	43.44	42.22	44.00	46.22	44.75	45.84
反復横とび(点)	52.24	52.27	51.48	47.37	47.72	47.16
持久走(秒)	392.65	385.07	384.35	286.85	278.10	272.94
20m シャトルラン(回)	86.06	89.07	88.54	59.87	63.91	62.97
50m 走(秒)	7.99	7.85	7.32	8.78	8.64	8.24
立ち幅とび(cm)	195.62	197.91	204.67	170.26	170.96	177.95
ハンドボーラル投げ(m)	20.55	20.17	21.62	12.98	12.91	14.86

※ 中学校においては、持久走または 20m シャトルランのいずれかを選択

※ 持久走は男子 1,500m、女子 1,000m のタイム

(5) いじめ・不登校の防止

いじめはすべての児童生徒に関係する重大な問題です。「どの学校にも起こりうる」

という認識のもと、的確な状況把握と早期発見、迅速な対応を図る必要があります。

また、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した児童生徒のうち、病気や経済的な理由によるものを除いた児童生徒数（不登校児童生徒数）については、平成28年度に小学校で1人、中学校で3人あり、平成29年度は小学校がなく、中学校は7人でした。その原因は、当該児童生徒を取り巻くさまざまな背景などによるものとなっています。

小学校統合により児童を取り巻く環境も変化することから、今後も引き続き、児童生徒が抱えている悩みやストレスなどを丁寧に聞き取るなど、小さな変化を見逃さないよう十分な支援体制で臨むことが求められます。

（6）特別支援教育における支援体制

学校は、多様な個性・特性がある児童生徒が集団生活を送り、お互いを尊重しながら学び合う場です。

本町では、発達特性がある児童生徒の自立や社会参加に向けた適切な指導および必要な支援を行うために、平成24年度から、学級担任を補助し、特別に支援を必要とする子どもたちの学習に寄り添う特別支援教育支援員を配置しています。

今後、児童生徒が減少傾向にある中で、一人ひとりの個性や特性に応じた教育がますます重要になってきます。すべての子どもたちが共に学び、同じ環境で教育を受けるため、学校教育施設の環境整備にも取り組んでいく必要があります。

特別支援教育支援員の配置数（人）

年度	小学校	中学校
H26	4	1
H27	4	1
H28	4	1
H29	4	1
H30	4	1



（7）子どもの貧困問題への対応

厚生労働省が発表した「平成28年度国民生活基礎調査」の結果では、子どもの貧困率は13.9%と、前回調査の16.3%（平成24年時点）と比べて2.4ポイント低下したものの、社会的にひとり親などを取り巻く状況は依然として厳しく、引き続き対策が求められています。

本町における就学援助費の支給対象者数と児童生徒数に占める比率では、特に中学

生において対象人数とその比率は年々増加の傾向にあります。

児童生徒を取り巻く家庭間の経済的な格差が教育の格差につながることのないよう、特別な支援が必要な家庭に対する継続した支援が今後も必要といえます。

(8) 学校教育施設の現状

児童生徒がいつも安心で安全な学校生活を送ることのできる学校施設の整備は、教育行政としての責務です。しかし、町内の小中学校は建築後50年以上が経過しており、耐震補強工事は実施されているものの、平成28年に発生した鳥取県中部地震で被災するなど、施設の老朽化は年々進んでいるのが現状です。従って、喫緊の大きな課題として早急に取り組んでいくことが不可欠となっています。とりわけ、空調設備の全教室設置による学習環境・職場環境の改善は急務であるといえます。

また、急激に加速する少子高齢化、グローバル化、社会のつながりの希薄化、安心・安全に対する意識の高まりなど、教育を取り巻く社会の状況は大きく変化しており、これから社会を担う人材を育成する教育の果たす役割はますます大きくなる一方です。

このような社会状況の中で、子どもたちへ生きる力を身に付けさせるためには、3つの小学校の統合を契機とした魅力ある学校づくりを行うことはもちろんですが、中学校を含めた義務教育9か年における望ましい学校教育環境のあり方について、家庭・地域・学校・行政が一体となり、継続して議論を重ねていくことが求められます。

小中学校の建築年度、経過年数、校地面積等

学校名	建築年度	経過年数	校地面積	耐震補強
東小学校	1969(S44)	49年	14,901 m ²	2010(H22)
西小学校	1967(S42)	51年	13,836 m ²	2009(H21)
南小学校	1964(S39)	54年	11,785 m ²	2010(H22)
三朝中学校	1962(S37) ※1986(S61)に 大規模改修	56年 ※32年	19,904 m ²	2008(H20)



II. ビジョンにおける基本方針

1. 基本理念と目指す子ども像

平成26年に制定された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3に基づく、本町の教育、学術および文化の振興に関する総合的な施策についてその目標や施策の根本となる方針を定めた「三朝町教育大綱」。ここでは、計画期間である平成31年度までの5年間において、“やさしく たくましい 三朝の子どもを育て 生涯にわたって学ぶことができる町をつくるために”を基本理念に掲げています。

一方、これまでのビジョンでは、“やさしく たくましい 三朝の子どもを 育てるために”を基本理念に掲げるとともに、目指す子ども像を“人と郷土を愛する子ども” “自主・自律の心をもつ子ども” “夢と希望をもつ子ども”としています。

みさっ子教育ビジョンでは、「三朝町教育大綱」の方針をベースとし、これまでのビジョンで示されてきた“三朝らしさ”の踏襲も鑑みて、基本理念と目指す子ども像を以下のとおり定めることとします。

【基本理念】

夢と希望を持ち ふるさとを愛する やさしくたくましい みさっ子の育成

【目指す子ども像】

- (1) 自ら学び、身に付けた知識や技能を活用できるみさっ子
 - … 知（確かな学力）
- (2) 自分と他人の良さを認め、互いに尊重し合えるみさっ子
 - … 徳（豊かな心）
- (3) いのちを大切にし、健康でたくましいみさっ子
 - … 体（健やかな体）
- (4) ふるさとを愛し、ふるさとに誇りをもつみさっ子
 - … 誇り（ふるさと愛）
- (5) 表現する力を身に付け、人や社会へ積極的に関わるみさっ子
 - … 参画・交流（豊かな関わり）

2. 取り組み体制とP D C Aの整備

(1) 取り組み体制

本ビジョンに示す教育施策を総合的に推進し、本町の子どもたちを取り巻く多様的かつ複合的な課題に対応するため、庁内関係課との連携を図ります。

また、社会全体で子どもたちを育成していくため、保育所・こども園、小学校、中学校の教職員や保護者はもとより、地域、関係機関などと連携・協力していきます。

さらに、町長、教育長および教育委員で構成される総合教育会議において、教育施策の方向性を共有し、より効果的な施策の展開を図ります。

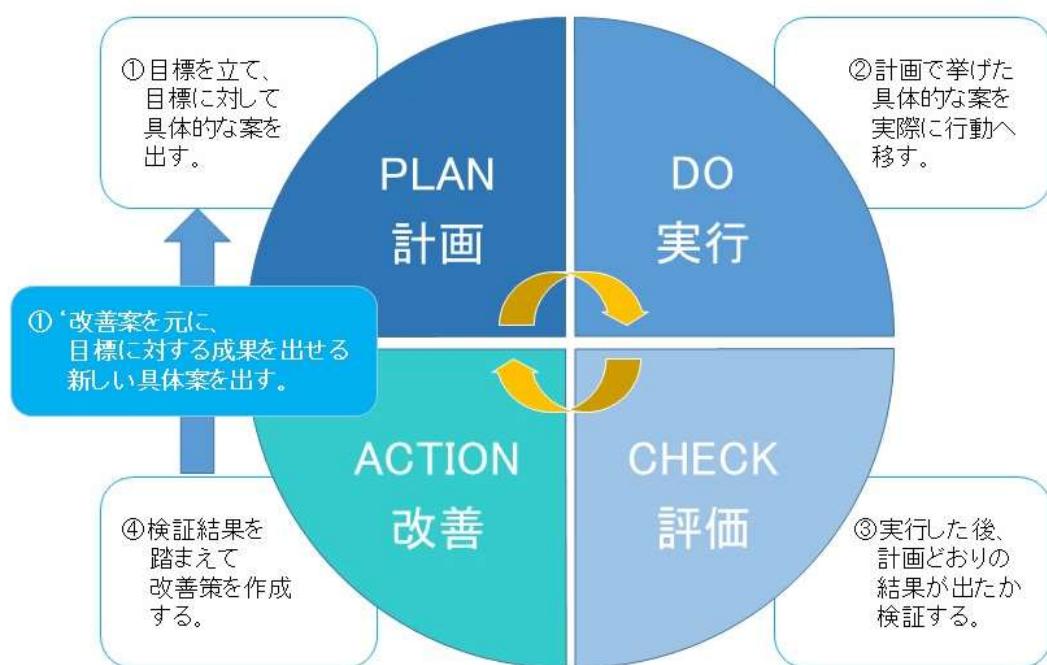
(2) ビジョンの周知

本ビジョンの推進にあたり、学校、家庭、地域などにおける本ビジョンへの認知や理解を深めるため、町ホームページや町広報紙への掲載、概要版の全戸配布などにより、周知を図ります。

(3) P D C Aサイクルの確立

本ビジョンを効果的に推進し、継続的な改善を図るため、本ビジョンで示す基本目標に応じた具体的な施策を実施した結果、もたらされる便益を検証し改善する仕組み（P D C Aサイクル）を確立します。

なお、関係者による点検・評価の結果をもとに、必要に応じてビジョンの見直しを行うこととします。



III. 基本目標と具体的施策

みささっ子教育ビジョンの基本目標については、「三朝町教育大綱」に掲げる6つの目標を踏まえ、本ビジョンで定める基本理念と、目指す子ども像に沿った5つの基本目標および目指す子ども像の実現を支えるための2つの基本目標を設定します。

また、それぞれの基本目標における達成状況を判断するための成果指標を備えるとともに、それぞれの基本目標に応じた政策の基本的方向と具体的施策も合わせて設定し、毎年教育委員会が作成する「三朝町教育事業計画」における具体的事業で、これらを具現化していくこととします。

体系	基本目標	目指す子ども像
子ども 像の実 現	(1) 確かな学力の育成	(1) 自ら学び、身に付けた知識や技能を活用できるみささっ子
	(2) 豊かな心の醸成	(2) 自分と他人の良さを認め、互いに尊重し合えるみささっ子
	(3) 健やかな体の育成	(3) いのちを大切にし、健康でたくましいみささっ子
	(4) ふるさと愛の醸成	(4) ふるさとを愛し、ふるさとに誇りをもつみささっ子
	(5) 豊かな関わりの醸成	(5) 表現する力を身に付け、人や社会へ積極的に関わるみささっ子
子ども 像の実 現支援	(6) 教育コミュニティづくりの推進	
	(7) 教育環境の充実	

基本目標(1) 確かな学力の育成

子どもたちの学ぶ意欲を養い、確かな学力の定着を図るためにには、一人ひとりに応じたきめ細かい指導が必要であり、学んだことを知識や技能として身に付けていくためには、学習の広がりと継続を支える環境づくりも欠かすことができません。

また、子どもの学ぶ意欲や学力の低下などといった教育課題に対し、学びの連続性を重視した一貫性のある教育環境を整備して適切な教育や指導の充実を図ることにより、学力の形成を効果的に推進する必要があります。

新たな学習指導要領においても、現行の学習指導要領の枠組みや教育内容を維持したうえで知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成していくことが求められています。

これらを踏まえて、「自ら学び、身に付けた知識や技能を活用できるみささっ子」を育むため、「確かな学力の育成」を基本目標とし、関係する以下の取り組みを推進します。

【成果指標】※現状値は、平成30年度全国学力・学習状況調査結果による。

指 標	現状値 (2018年度)	目標値 (2028年度)
◆ 全国学力・学習状況調査結果において、 (小6…国語A、国語B、算数A、算数B) (中3…国語A、国語B、数学A、数学B) 全国平均値を100としたときの全科目平均値	小学生 110 中学生 105	小学生 116 中学生 112
◆ 「学校の授業時間以外に、普段（月曜日から金曜日）、1日当たりどれくらいの時間、勉強をしますか（学習塾で勉強している時間や家庭教師に教わっている時間も含む）」という質問に対して、1時間以上と回答した児童生徒の割合	小学生 82.1% (全国 66.2%) 中学生 81.9% (全国 70.6%)	小学生 90% 中学生 90%
◆ 「将来の夢や目標を持っていますか」という質問に対して、肯定的な回答をした児童生徒の割合	小学生 73.2% (全国 85.1%) 中学生 83.6% (全国 72.4%)	小学生 90% 中学生 90%

【基本的方向】

- 基礎的・基本的な知識や技能が確実に身に付くよう、一人ひとりの能力に応じたきめ細かな学習指導を行い、主体的に学ぶ意欲・態度を育んで学力向上を図ります。

- 必要な知識・技能の習得につながる教育を推進し、教科内容の理解を促進します。
- 家庭や医療・福祉関係者と連携し、特別な支援が必要な子ども一人ひとりの状況に応じた教育的支援を計画的に進めます。
- 各教科・各学年相互の関連を図り、一人ひとりの発達や理解に応じた系統的・発展的な教育を行うため、小中学校間の情報交換および連携をさらに推進します。

【具体的施策】

分 類	具体的施策
I. 学ぶ意欲の醸成 と学力向上	<p>① 一人ひとりに応じたきめ細かな授業の推進</p> <p>少人数指導教室等を活用した学習活動や I C T 機器を活用した教育の推進、小中学校への外国語指導助手（A L T）の配置、学校サポート隊との連携強化などにより、児童生徒一人ひとりを大事にするきめ細かな授業体制を推進します。</p>
	<p>② 自主的な学習活動の推進</p> <p>学校・家庭・地域・行政の連携により家庭学習習慣の定着促進を図るとともに、土曜学習事業などにより自主的な学習活動を推進し、児童生徒の学力向上を図ります。</p>
II. 教育課題に対応 する教育の推進	<p>① 教育研究の推進</p> <p>各校における特色を生かしたカリキュラム・マネジメントの確立や小中連携などにより教育研究を進め、本町教育の発展へつながるよう支援します。</p>
	<p>② 外国語教育の充実</p> <p>人口規模が小さく、一人ひとりの子どもへ細やかに向き合える本町の特性を生かし、幼児期から始まる外国語教育・国際交流の提供を支援することにより、国際社会を生き抜くうえで必要な知識・技能の習得を図ります。</p>
	<p>③ キャリア教育の推進</p> <p>総合的な学習の時間における職場体験活動や、地元での各種体験活動、人生の先輩から学ぶ取り組み、子ども自身のライフプランについて考える取り組みなどをとおして、主体的にキャリア形成へ取り組むことができる子どもの育成を図ります。</p>

分類	具体的施策
II. 教育課題に対応する教育の推進 (続き)	<p>④ 情報教育の充実</p> <p>各教科におけるICT機器を活用した学習の充実を図るとともに、プログラミング的思考の育成を促進することにより、学校教育における質の高い学びの実現を目指します。</p> <p>また、情報社会を生き抜くために欠かせない、身に付けておくべき考え方や態度についても育成を図ります。</p>
III. 特別な教育的支援の充実	<p>① 特別支援教育の推進</p> <p>特別支援教育支援員の十分な配置を行うとともに、通級指導教室の継続的な充実、外部専門機関等との連携推進により、特別な支援が必要な児童生徒の発達を支援します。</p>
IV. 学びの連続性を重視した教育の推進	<p>① 保小中連携の推進</p> <p>保・小・中・行政の連携による研究活動のあり方を検討し、教育の実践に向けることで保・小・中の連携を強固に深め、学びの連続性を図ります。</p> <p>② 小中連携教育の推進</p> <p>義務教育9年間を見通した指導方法など、小中連携のあり方および高等学校教育等への学びのつなげ方について調査研究を進め、本町に適した義務教育のあり方を検討します。</p>



基本目標(2) 豊かな心の醸成

子どもたちの豊かな心を育むためには、学校、家庭、地域それぞれが役割をしっかりと担うとともに、緊密に、かつ継続的に連携していくことが重要です。

また、豊富な読書をはじめ、音楽、図工・美術、技術・家庭、保健体育、道徳などの学習を通じて感情や情緒を育み、創造的で個性的な心の働きを豊かにし、道徳的な意識や価値観を養うことも求められます。

さらには、学校の放課後における部活動やスポーツ少年団活動も、子どもたちが心豊かで健やかに成長するための重要な役割を果たしています。

新たな学習指導要領の観点においても、人工知能（A I）がいかに進化しようとも、それは与えられた目的の中での処理であり、一方で人間は感性を豊かに働かせながら、どのような未来を創っていくのかという目的を自ら考えだすことができることから、予測困難な時代に一人ひとりが未来の創り手となることが求められています。

これらを踏まえて、「自分と他人の良さを認め、互いに尊重し合えるみささっ子」を育むため、「豊かな心の醸成」を基本目標とし、関係する以下の取り組みを推進します。

【成果指標】※現状値は、平成30年度全国学力・学習状況調査結果による。

指 標	現状値 (2018年度)	目標値 (2028年度)
◆ 「自分には、よいところがあると思いますか」という質問に対して、肯定的な回答をした児童生徒の割合	小学生 87.5% (全国 84.0%) 中学生 80.0% (全国 78.8%)	小学生 90% 中学生 85%
◆ 「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか」という質問に対して、肯定的な回答をした児童生徒の割合	小学生 94.7% (全国 96.8%) 中学生 100% (全国 95.5%)	小学生 100% 中学生 100%
◆ 「学校の授業時間以外に、普段（月曜日から金曜日）、1日当たりどれくらいの時間、読書をしますか（教科書や参考書、漫画や雑誌は除く）」という質問に対して、10分以上と回答した児童生徒の割合	小学生 64.2% (全国 66.2%) 中学生 49.0% (全国 53.5%)	小学生 75% 中学生 60%

【基本的方向】

- 子どもたちが自分の良さを知るとともに、他人の痛みや悲しみを理解できる優しさ、協調性などを育むことができる環境づくりを目指します。
- 不登校児童生徒を含めた児童生徒の悩みに対する相談体制を充実します。
- 文化・芸術に触れ、さまざまな活動を主体的に経験する機会の充実を図り、情操教育を推進します。
- 読書のおもしろさ、大切さを児童生徒に伝えられる環境づくりを推進します。

【具体的施策】

分類	具体的施策
I. 豊かな心の育成	<p>① 道徳的実践力の向上</p> <p>道徳教育や人権教育を推進するとともに、豊かな心を育むためのさまざまな体験活動をとおして道徳的実践力の向上を図ります。</p>
II. 情操教育の推進	<p>② 教育相談機能の充実</p> <p>児童生徒の心の悩みに対応する各種相談員等を必要に応じて配置するとともに、心の状況調査を定期的に行うことにより、児童生徒の心の状態を把握し、いじめの未然防止や早期解決、不登校児童生徒をはじめとする児童生徒に対してのきめ細かな支援を行います。</p>
	<p>① 文化・芸術体験の充実</p> <p>文化祭や音楽会、学習発表会、劇場鑑賞などの機会を確保し、文化・芸術体験の充実を図ります。</p>
	<p>② 部活動・スポーツ少年団活動の推進</p> <p>小中学校における文化系および体育系の部活動充実を図るため、部活動にかかる経費の補助を行うとともに、外部指導者の派遣や指導者の養成を行い、運動・スポーツの振興を図ります。</p>
	<p>③ 読書に触れる機会の充実</p> <p>子どもたちに読み聞かせの機会を提供するとともに、学校図書室と町立図書館の連携による豊かな読書活動を推進します。</p>

分類	具体的施策
II. 情操教育の推進 (続き)	<p>④ ボランティア活動の推進</p> <p>児童生徒における地域等の行事や清掃活動への積極的な参加を促進し、学校と地域の連携を深めます。</p>



基本目標(3) 健やかな体の育成

健やかな体づくりには、体育の学習や部活動をはじめとする学校教育活動を通じた体力向上とともに、子どもたち自身の自然な遊びや、自分に合った運動に親しみ、体を動かすことが好きになる取り組みが欠かせません。さまざまな運動に親しむことにより、柔軟性が増し、けがをしにくい強い体づくりにつながるとともに、スポーツにおけるルールやマナーも習得することができ、規範意識の向上にもつながります。これは、新たな学習指導要領においても、フェアプレイを大切にするなどスポーツの意義を理解することとして取り上げられています。

また、体の発達に伴い、保健的知識を身に付けるとともに、互いの生命や体を大切にする心の育成も重要となります。

さらには、健康的な生活習慣づくりも大切であり、県産食材使用率で長年県内1位の実績を誇る学校給食を中心とした食育の推進により、家庭での規則正しい食生活や健康管理への意識付けにつながるといえます。

これらを踏まえて、「いのちを大切にし、健康でたくましいみささっ子」を育むため、「健やかな体の育成」を基本目標とし、関係する以下の取り組みを推進します。

【成果指標】※現状値は、平成30年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果および、平成30年度全国学力・学習状況調査結果による。

指 標	現状値 (2018年度)	目標値 (2028年度)
◆ 全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果における児童生徒の総合評価（A～Eの5段階）において、3段階以上（A～C）である児童生徒の割合	小学生 83.6% (全国 74.3%) 中学生 92.0% (全国 80.1%)	小学生 90% 中学生 95%
◆ 「運動（体を動かす遊びを含む）やスポーツをすることは好きですか」という質問に対して、「好き」と回答した児童生徒の割合	小学生 83.6% (全国 64.4%) 中学生 49.2% (全国 55.7%)	小学生 90% 中学生 80%

指 標	現状値 (2018年度)	目標値 (2028年度)
◆ 「朝食を毎日食べていますか」「毎日、同じくらいの時刻に起きていますか」「毎日、同じくらいの時刻に寝ていますか」という質問に対して、肯定的な回答をした児童生徒の割合の平均値	小学生 94.6% (全国 86.8%) 中学生 91.5% (全国 85.5%)	小学生 100% 中学生 95%

【基本的方向】

- 子どもの発達段階を考慮しながら、遊び時間や体育の時間をはじめとするさまざまな機会を利用して、体力および運動能力の向上と運動に親しむ態度の育成を図ります。
- 食育や健康教育について、家庭や地域と連携し、日常生活の中で継続的に行います。

【具体的施策】

分 類	具体的施策
I. 体力向上の推進	① 体力づくり活動の充実 特色ある体育指導により、児童生徒の体力向上を図るとともに、学校行事や各種大会への参加など、学校教育活動全体をとおして運動に親しむ態度の育成を図ります。
	② 部活動・スポーツ少年団活動の推進【再掲】 小中学校における文化系および体育系の部活動充実を図るため、部活動にかかる経費の補助を行うとともに、外部指導者の派遣や指導者の養成を行い、運動・スポーツの振興を図ります。
II. 健康教育の推進	① 食育の推進 地産地消に特化した給食をはじめ、関係する教科、特別活動、総合的な学習の時間など、学校活動全体をとおして食育の推進を図ります。

分類	具体的施策
II. 健康教育の推進 (続き)	<p>② 保健教育の充実</p> <p>各校で策定した学校保健計画に基づき、計画的・組織的に保健教育を推進します。</p> <p>また、学校保健委員会を中心として、学校医など地域医療機関との連携を深め、学校・保護者・地域が一体となって健康教育を推進します。</p>
	<p>③ いのちを大切にする教育機会の提供</p> <p>子どもたちが自他のいのちがかけがえのないものであることを実感できる教育機会を、発達段階に応じて提供します。</p> <p>また、その教育機会の提供においては、保育所・こども園、学校、地域および関係機関が一体となって推進します。</p>



基本目標(4)　ふるさと愛の醸成

本町は、昭和28年11月1日に5か村（小鹿・三徳・三朝・旭・竹田）が合併して誕生した町で、町土の約9割を山林原野が占め、狭い谷間に沿って集落が点在しています。代表的な産業は観光業と農林業で、町内にはラジウム含有量世界屈指の三朝温泉をはじめ、三徳山、小鹿渓などの観光資源を有しています。

こうした町の歴史や産業、文化などを、本町で生まれ育ち、本町の次代を担っていく子どもたちに正しく伝えていくことは大切であり、ふるさとに誇りをもち、ふるさとを愛する心を培うことになります。それは、近年大きな地震に見舞われた本町を守ろうとする心の醸成にもなり、さらにはそれが、本町で伸び伸びと生活する“みささっ子”を、本町に誇りと愛着を持つ“みささぎ人”へと育てていくことにつながるといえます。

新たな学習指導要領においても、「伝統や文化に関する教育の充実」が主な内容として取り上げられているところです。

これらを踏まえて、「ふるさとを愛し、ふるさとに誇りをもつみささっ子」を育むため、「ふるさと愛の醸成」を基本目標とし、関係する以下の取り組みを推進します。

【成果指標】※現状値は、平成30年度全国学力・学習状況調査結果による。

指 標	現状値 (2018年度)	目標値 (2028年度)
◆ 「地域や社会で起こっている問題や出来事に关心がありますか」いう質問に対して、肯定的な回答をした児童生徒の割合	小学生 71.5% (全国 63.8%) 中学生 67.3% (全国 59.3%)	小学生 80% 中学生 80%
◆ 「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることができますか」という質問に対して、肯定的な回答をした児童生徒の割合	小学生 41.0% (全国 49.9%) 中学生 49.1% (全国 38.7%)	小学生 60% 中学生 70%
◆ 「今住んでいる地域の行事に参加していますか」という質問に対して、肯定的な回答をした児童生徒の割合	小学生 94.6% (全国 62.7%) 中学生 69.1% (全国 45.6%)	小学生 100% 中学生 80%

指標	現状値 (2018年度)	目標値 (2028年度)
◆ 「これまでに受けた授業や課外活動で地域のことを調べたり、地域の人と関わったりする機会があったと思いますか」という質問に対して、肯定的な回答をした児童生徒の割合	小学生 78.6% (全国 74.4%) 中学生 81.8% (全国 68.7%)	小学生 100% 中学生 100%

【基本的方向】

- 地域の魅力ある資源を活用し、本町の歴史や産業、文化への理解を深めます。
- 地域の環境や災害についての学びをとおして、ふるさとを守るという地域防災意識を高めます。
- ふるさと三朝町に誇りと愛着を持ち、その発展に貢献しようとする子どもを育てる教育を推進します。

【具体的施策】

分類	具体的施策
I. ふるさとを愛す る教育の推進	<p>① 特色ある総合的学習の充実【再掲】</p> <p>各校で実施する総合的な学習の時間にさまざまな体験活動や交流活動を取り入れ、特色ある学習時間としての充実を支援します。</p> <p>② 郷土歴史学習・文化体験の充実</p> <p>副読本の活用や郷土歴史に関する講話、社会科見学などをとおして、ふるさとを学ぶ機会を充実し、ふるさとを思う気持ちを醸成します。</p> <p>③ 地域防災教育の充実</p> <p>三朝町の地形や自然環境を学ぶとともに、過去の災害を知ることにより、地域防災学習を充実し、ふるさとでの暮らしを考える機会を提供します。</p>

分類	具体的施策
II. ふるさとに触れる機会の充実	<p>① 食育の推進【再掲】 地産地消に特化した給食をはじめ、関係する教科、特別活動、総合的な学習の時間など、学校活動全体をとおして食育の推進を図ります。</p>
	<p>② ボランティア活動の推進【再掲】 児童生徒における地域等の行事や清掃活動への積極的な参加を促進し、学校と地域の連携を深めます。</p>
	<p>③ 青少年育成支援体制の推進 青少年育成三朝町民会議など青少年健全育成団体の活動と連携し、地域ぐるみで子どもたちを支える活動を支援します。</p>
	<p>④ 学校図書館の充実 学校図書館における地域関係蔵書を充実し、ふるさとに触れる機会を提供します。</p>



基本目標(5) 豊かな関わりの醸成

核家族化や少子化に伴い、高齢者をはじめとする世代を超えた交流や、交流を通じたコミュニケーション能力を養う機会は貴重なものとなってきています。

また、さまざまな人との関わりやボランティア活動など、多様な社会体験を通じた社会へ参画する意識や、コミュニケーション能力を育むといった豊かな関わりの中で、将来志向をしっかりと持った子どもを育成することが重要となってきています。

さらには、これから国際社会を舞台に活躍する国際性豊かな“みささぎ”として成長していくために、多様な文化を受容し、尊重し合える心を育み、世界の平和と繁栄に貢献していく態度を育てていくことも重要です。

新たな学習指導要領においても、社会に開かれた教育課程が重視され、「これから社会を創り出していく子どもたちが、社会や世界に向かい合い関わり合い、自分の人生を切り拓いていくために求められる資質・能力とは何かを教育課程において明確化し育んでいくこと」とされています。

これらを踏まえて、「表現する力を身に付け、人や社会へ積極的に関わるみささっ子」を育むため、「豊かな関わりの醸成」を基本目標とし、関係する以下の取り組みを推進します。

【成果指標】※現状値は、平成30年度全国学力・学習状況調査結果による。

指 標	現状値 (2018年度)	目標値 (2028年度)
◆ 「児童生徒の間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができますか」という質問に対して、肯定的な回答をした児童生徒の割合	小学生 75.0% (全国 77.7%) 中学生 81.8% (全国 76.3%)	小学生 80% 中学生 85%
◆ 「地域社会などでボランティア活動に参加したことありますか」という質問に対して、肯定的な回答をした児童生徒の割合	小学生 66.1% (全国 62.6%) 中学生 89.1% (全国 73.6%)	小学生 75% 中学生 95%
◆ 「人の役に立つ人間になりたいと思いますか」という質問に対して、肯定的な回答をした児童生徒の割合	小学生 98.2% (全国 95.2%) 中学生 94.5% (全国 94.9%)	小学生 100% 中学生 100%

【基本的方向】

- 体験活動やボランティア活動を通じて、基本的な生活習慣や責任を持って役割を果たす力、社会生活上のきまりを守る態度といった社会性を身に付けます。
- 環境保全の大切さを理解し、ふるさとの環境を守る意識を醸成します。
- さまざまな関わりを通じて多様な人間関係を築き、コミュニケーション能力や社会性を育む教育を推進します。
- 國際社会の一員として必要な、異文化を理解し受容する態度や能力を高める教育を充実させ、平和の尊さへの理解を深めるための平和教育を推進します。

【具体的施策】

分類	具体的施策
I. 社会参画意識の 醸成	<p>① ボランティア活動の推進【再掲】</p> <p>児童生徒における地域等の行事や清掃活動への積極的な参加を促進し、学校と地域の連携を深めます。</p> <p>② 環境教育の推進</p> <p>町内の自然環境を活用した学習を促進し、ふるさとの環境に対する愛着と保全意識を醸成します。</p>
II. 多様な交流活動 の充実とコミュ ニケーション能 力の向上	<p>① 特色ある総合的学習の充実</p> <p>各校で実施する総合的な学習の時間にさまざまな体験活動や交流活動を取り入れ、特色ある学習時間としての充実を支援します。</p> <p>② 異文化交流活動の推進</p> <p>異なる文化を学びながら多様な環境を理解できる子どもを育てるため、本町の国外姉妹都市等との中学生の相互派遣や、国内姉妹都市との小学生の相互派遣などを継続的に行います。</p>
III. 視野の広い人材 育成の推進	<p>① キャリア教育の推進【再掲】</p> <p>総合的な学習の時間における職場体験活動や、地元での各種体験活動、人生の先輩から学ぶ取り組み、子ども自身のライフプランについて考える取り組みなどをとおして、主体的にキャリア形成へ取り組むことができる子どもの育成を図ります。</p>

分類	具体的施策
III. 視野の広い人材 育成の推進 (続き)	<p>② 国際理解教育の充実 本町の国外姉妹都市等との中学生の相互派遣や、国際交流員による学校訪問および、外国語指導助手による外国語指導などを通じ、国際理解教育のさらなる充実を図ります。</p> <p>③ 平和教育の充実 道徳等の教科学習にとどまらず、戦争体験や被爆体験講話、社会科見学、パネル展などにより、平和教育の機会を充実し、平和意識の醸成を図ります。</p>



基本目標(6) 教育コミュニティづくりの推進

安心で安全な学校づくりのため、各学校では計画的・継続的に安全教育や防災教育を行うとともに、保護者や地域の協力を得ながら通学の見守り活動など、子どもたちの安全確保に取り組んでいます。そして今後も、より一層学校の危機管理体制を充実するとともに、保護者や地域・関係諸機関と連携しながら、一体となって子どもを見守る取り組みを進める必要があるといえます。

このほかにも、さまざまな場面において、子どもたちを地域ぐるみで支える協力体制は有効であり、こうした教育コミュニティづくりを推進していくことは、今後の本町の教育を進めいくうえで欠かせないものです。

新たな学習指導要領において重視されている、社会に開かれた教育課程の中でも、「教育課程の実施に当たって、地域の人的・物的資源を活用したり、社会教育との連携を図ったりし、学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させること」とされています。

これらを踏まえて、前述の目指す子ども像を実現するため、「教育コミュニティづくりの推進」を基本目標とし、関係する以下の取り組みを推進します。

【成果指標】

指 標	現状値 (2018年度)	目標値 (2028年度)
◆ 教育コミュニティづくりの推進に関する協議会の設立および開催回数	各校に学校支援委員会を設置し年4回会議開催	各校年4回
◆ 「学校サポート隊」登録者数	4校計 50人	2校計 100人

【基本的方向】

- 子どもたちの生活・成長に関わる場面で子どもたちを見守り、支えていくため、学校・家庭・地域・行政が、それぞれの立場から連携し、地域が一体となって学校を支援する仕組みづくりを進めます。
- 地域に支えられる学校が、地域に貢献できる学校となるための取り組みを推進します。
- 安心で安全な学校を維持していくための取り組みを充実します。

【具体的施策】

分類	具体的施策
I. 地域一円の学校 支援	<p>① 学校サポート隊の充実 地域の組織や団体、個人と学校を結び、地域と学校の連携をより一層促進するため、学校支援コーディネーターを配置し、地域とともに歩む学校づくりを推進します。</p> <p>また、各校が求める支援を行うとともに、児童生徒の多様化した興味や関心に対応した魅力ある授業づくりを推進するため、特色ある知識・技能・体験を有する地域住民などを学校サポート隊として登録し、活躍の場を提供します。</p>
	<p>② 青少年育成支援体制の推進【再掲】 青少年育成三朝町民会議など青少年健全育成団体の活動と連携し、地域ぐるみで子どもたちを支える活動を支援します。</p>
II. 開かれた学校づ くりの推進	<p>① 学校施設の開放 小中学校の体育館や校庭を地域住民に開放し、生涯スポーツ等の機会に提供することで地域と学校の連携を促進します。</p>
	<p>② ボランティア活動の推進【再掲】 児童生徒における地域等の行事や清掃活動への積極的な参加を促進し、学校と地域の連携を深めます。</p>
	<p>③ コミュニティ・スクールの導入 学校、各団体や機関、地域住民および保護者で組織する学校運営協議会を設置し、学校と保護者や地域の連携をいっそう促進することで、地域とともに歩む特色ある学校づくりを推進するため、各校へのコミュニティ・スクールの導入を進めます。</p>

分類	具体的施策
III. 安心で安全な学校づくりの推進	<p>① 学校防犯対策の充実</p> <p>警察と連携した防犯訓練の実施などにより、教職員の危機管理意識の向上と児童生徒の防犯教育の充実を図るとともに、各校への防犯カメラ設置などによる防犯体制の強化を行います。</p> <p>また、通学時の安全対策として、小学校新入生に防犯用品を無償配布し、児童の防犯用品携行による通学を推奨します。</p>
	<p>② 交通安全対策の充実</p> <p>警察と連携した交通安全教室や自転車安全運転教室を定期的かつ継続的に開催し、交通安全教育の充実を図ります。</p> <p>また、通学路の安全点検を実施するなどして、町内の交通事情を的確に把握するとともに、危険箇所の対策について関係部署との迅速な調整を行います。</p>
	<p>③ 子ども見守り隊活動の充実</p> <p>児童生徒の登下校時、PTAや地域ボランティアなどの協力により実施する見守り活動について、関係者の緊密な連携を図り、活動の充実を目指します。</p>



基本目標(7) 教育環境の充実

本町の児童生徒に十分な教育を行うため、各学校では教職員を中心とした教育活動が推進されているところですが、さらなる教育活動の発展を図るためにには、教育環境を充実させていくことが必須となります。これは、新たな学習指導要領で求められている「主体的・対話的で深い学び」の実現を支えるものともいえます。

教育環境とは、学校教育の質といったソフト面と施設関係といったハード面の両面があり、なかでも教職員が児童生徒と向き合う十分な時間と心の余裕を確保する支援体制づくりは、学校や教職員の社会的な信頼を保つためにも必要不可欠です。

また、小学校の統合を迎える本町においては、老朽化した学校施設の新改築を行うことが喫緊の課題となっています。とりわけ、空調設備の全教室設置による学習環境・職場環境の改善は急務であり、ＩＣＴ機器をはじめとする設備についても、現場のニーズに沿った的確な環境整備を行うことで本町ならではの教育活動の発展につながるといえます。

さらには、誰でも安心して通学できる権利や子どもたちの居場所づくりを支援するため、通学にかかる家庭への特別な支援や学童クラブの整備などにも継続して取り組んでいく必要があります。

これらを踏まえて、前述の目指す子ども像を実現するため、「教育環境の充実」を基本目標とし、関係する以下の取り組みを推進します。

【成果指標】

指 標	現状値 (2018年度)	目標値 (2028年度)
◆ 町費負担教職員配置数と児童生徒数に対する加配比率 ※2028年度の児童数183人、生徒数142人で算出	小学校 8人 →40人に1人 中学校 6人 →31人に1人	小学校 7人 →26人に1人 中学校 7人 →20人に1人
◆ 教職員 1人当たりの年次有給休暇取得日数 ※現状値は2017年度、目標値は2027年度の数値	平均 10日	平均 15日
◆ 小中学校に整備されたタブレット端末を含む教育用コンピュータ 1台当たりの児童生徒数 ※特別支援学級用を除く	小学校 7.9人 中学校 4.3人	小学校 3人 中学校 3人
◆ 小中学校普通教室および特別教室におけるエアコンの整備率	小学校 22.2% 中学校 20.8%	小学校 100% 中学校 100%

指 標	現状値 (2018年度)	目標値 (2028年度)
◆ 学童クラブ施設における1室の最大児童数	85人	40人

【基本的方向】

- 教職員が、児童生徒と向き合う時間と心の余裕を十分確保できる支援体制を充実させます。
- 充実した教育活動を展開するため、校舎の老朽化に対応しながら、学習環境・職場環境の改善を図るとともに、より良い教育環境づくりを計画的に進めます。
- 誰でも安心して安全に通学できるよう児童生徒への支援と、放課後における子どもたちの快適な居場所づくりに継続して取り組みます。
- 学校運営および教職員における質の向上を図るため、適切な評価と積極的な情報公開、研修などを行います。

【具体的施策】

分 類	具体的施策
I. 学校教育における質の向上	① 教職員の働き方改革および子どもと向き合える体制づくり 教職員の働き方改革に資するため、文書処理の簡素化、調査・報告の見直し・簡略化、学校への依頼事項の精選などに、学校や関係部局と連携して取り組みます。 また、校務を担当する町費職員等の配置を検討します。
	② 特色ある学校づくりの推進 各校で子どもたちの成長に資するための特色ある学校づくりを進められるよう、推進体制を支援します。
	③ 教職員の資質向上推進 学校教育の充実を目指し、教職員が各種研修会や講座へ参加できる体制づくりを行うことで、教職員の資質向上と主体的・対話的で深い学びにつながる指導力の向上を図ります。 また、教職員が必要な教育情報を活用できるように、資料の収集と情報の発信を行います。

分類	具体的施策
I. 学校教育における質の向上 (続き)	<p>④ 学校組織運営体制の充実</p> <p>P T A役員、保護者、地域住民などで組織する学校支援委員会を設置して学校評価を実施し、その評価結果に基づいて、校長のリーダーシップのもと P D C Aサイクルの確実な実施を図り、学校運営のより一層の充実・改善に努めます。</p> <p>また、校長への権限委譲や、現行法令の範囲でできる校長裁量権の拡大について検討を進めます。</p>
	<p>⑤ 開かれた学校の推進</p> <p>町民に信頼される開かれた学校として、学校教育をさらに充実させるため、必要な学校情報を保護者や地域に対してより積極的に発信していきます。</p>
II. 学校施設の整備充実	<p>① 教育拠点および内部設備の検討と適切な整備</p> <p>小中学校の施設について、現在の老朽化した状況を調査し、長期的な視野による施設のあるべき姿について検討するとともに、必要な整備を行います。</p>
	<p>② I C T環境の整備推進</p> <p>情報教育を推進するために必要な I C T環境の整備を行うとともに、I C T環境を活用した指導事例を提供するなど、積極的な活用を推進します。</p>
III. 児童生徒の通学支援	<p>① 通学にかかる負担の軽減</p> <p>誰でも安心して通学できる権利を守るため、通学にかかる費用等負担の軽減を継続的に行います。</p>
	<p>② 安心して通学するための特別な支援の継続</p> <p>経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対する経済的負担を軽減するための助成などを継続的に行います。</p>
	<p>③ 学童クラブ施設の検討と適切な整備</p> <p>小学校統合に伴う学童クラブ施設の方検討を継続して行うとともに、その検討結果に基づき適切な整備を行います。</p>

IV. 資料編

1. 用語解説

語句 (50音順)	解説
ICT機器	ICT : Information and Communication Technology 情報や通信に関する技術の総称で、パソコン、タブレット、実物投影機、プロジェクター、デジタルカメラ等の情報機器。
ICT支援員	学校へ派遣され、教員や児童生徒へのICT機器操作の支援、学校ホームページ作成や校務システム操作の支援、教員向けのICT機器活用推進のための研修を行うなど、ICT教育全般をサポートする専門員。
外国語指導助手（ALT）	ALT : Assistant Language Teacher 外国語を指導する教員を補佐し、主に外国語の会話や発音の指導に当たる外国人の補助員。
学習指導要領	全国どこの学校で教育を受けても一定の教育水準を確保するため、各教科などの目標や内容などを文部科学省が定めているもの。小・中・高等学校、特別支援学校を対象に教育課程、教科内容とその取り扱い、基本的指導事項などを示します。
学童クラブ	児童福祉法の規定に基づき、仕事等により昼間、家庭を留守にする保護者の児童に対し、授業の終了後等に専用施設等を利用して適切な遊びおよび生活の場を与えて、その健やかな育成を図ります。地域によって放課後児童クラブなど他の名称を使用しているところもありますが、いわゆる学童保育のことです。
学校オープン	毎年町内小中学校で行っている学校公開日のこと。保護者だけでなく、地域の皆さんにも学校活動を見ていたく日としています。

語句（50音順）	解説
学校サポート隊	学校における教育活動、課外活動などを支援する地域住民等のこと。学校の教育活動について地域の教育力を生かすため、保護者、地域人材や団体等がボランティアとして学校をサポートします。
学校図書館司書	学校図書館の運営の改善および向上を図り、児童生徒および教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員。平成27年4月の学校図書館法改正により、全ての学校に「置くよう努めなければならない」とされています。
加配	義務教育標準法に基づいて算定される公立学校の教員定数に上乗せして、非常勤の教員を配置すること。
カリキュラム・マネジメント	各学校において、学校教育目標の実現に向け、子どもや地域の実態を踏まえた教育課程（カリキュラム）を編成、実施、評価し、改善を図るという、一連のサイクルを計画的・組織的に推進していくこと。
キャリア教育	子どもたち一人ひとりの望ましい勤労観・職業観、職業に関する知識や技能、自分の個性を理解し主体的に進路を選択する能力や態度を育てる教育。一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通じてキャリア発達（社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現させていく過程）を促します。
コミュニティ・スクール (学校運営協議会)	学校と保護者や地域住民がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組み。
食育	生きるうえでの基本であって、知育、德育および体育の基礎となるべきもの。さまざまな体験を通じて、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

語 句 (50音順)	解 説
実物投影機	プロジェクターやテレビにつないで、教科書や資料、立体作品などを拡大して映し出すことができる装置。書画カメラとも呼ばれます。
情報モラル	<p>人が情報を扱ううえで求められる道徳。特に、情報機器や通信ネットワークを通じて他者と情報をやり取りするにあたり、他者や自らを害することができないよう身に付けるべき基本的な態度や考え方のこと。情報や情報機器、情報ネットワークの利用にあたり、他者に害を加えたり、迷惑をかけたり、不快にさせたり、あるいは自らや周囲の人間を危険にさらしたり、無用なトラブルに巻き込まれたりしないよう心がけるべき規範の体系。</p> <p>大人が社会人の基礎的な素養として身に付けるべきであることはもちろん、子どものうちから発達段階に応じて教育すべきであるとされており、学校でも情報教育の一環として情報モラルに関する教育が取り入れられています。</p>
スクールカウンセラー	カウンセリングや臨床心理学の専門的な理論・技術を身につけた専門家。
スクールソーシャルワーカー	教育分野に関する知識に加え、社会福祉などの専門的な知識や技術を用いて、関係機関などとのネットワークを活用し、問題を抱える児童生徒の支援を行う専門家。
全国学力・学習状況調査	<p>「全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する」ことを目的に、文部科学省が平成19年度から実施している調査。</p> <p>小学校6年生および中学校3年生の児童生徒を対象として、教科に関する調査（国語、算数・数学の、主として「知識」に関する調査と、主として「活用」に関する調査）や、学習意欲・学習方法・学習環境・生活の諸側面等に関する質問紙調査等を実施しています。</p>

語 句 (50音順)	解 説
全国体力・運動能力、運動習慣等調査	<p>「子どもの体力が低下している現状に鑑み、子どもの体力の状況を把握・分析し、体力向上に関する継続的な検証改善サイクルの確立や学校における体育・健康に関する指導などの改善に役立てる」ことを目的として、文部科学省が全国の小学5年生と中学2年生を対象に平成20年度から実施している調査。</p> <p>握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、持久走または20mシャトルラン、50m走、立ち幅とび、ボール投げの種目からなる実技に関する調査と、生活習慣、食習慣、運動習慣や学校環境に関する質問紙調査（児童生徒、学校）を実施しています。</p>
第3期教育振興基本計画	<p>教育基本法（平成18年法律第120号）に示された理念の実現と、我が国の教育振興に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、同法第17条第1項に基づき政府として策定する計画。</p> <p>平成30年6月15日付で閣議決定され、平成30年度から平成34年度までが対象期間とされています。</p>
通級指導教室	<p>小中学校の通常学級に在籍する支援が必要な児童生徒に対して、各教科などの指導は通常学級で行いながら、一人ひとりのニーズに応じた特別の指導（自立活動）を行うための教室。</p> <p>町内小中学校には、自閉症・情緒等通級指導教室と学習障がい等通級指導教室が設置されています。</p>
特別支援学級	<p>小中学校において、知的障がい、肢体不自由、身体虚弱、弱視、難聴、情緒障がい、自閉症、言語障がい等、教育上特別の支援を必要とする子どもたちに対し、障がいによる学習上または生活上の困難を克服するための教育を行う学級。</p>
20mシャトルラン	時間内に20mの距離を何回往復できるかの持久力を測る、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の項目。



語句（50音順）	解説
P D C A	マネジメント手法の一種で、計画（Plan）→実行（Do）→検証（Check）→改善（Action）の流れを次の計画に生かしていくプロセスのこと。
部活動外部指導者	教員に代わって、部活動等の指導・助言や各部活動の指導等を行う外部指導者。
プログラミング教育	子どもたちに、コンピュータに意図した処理を行うよう指示することができるということを体験させながら、将来どのような職業に就くとしても、時代を超えて普遍的に求められる力としての「プログラミング的思考（自分の意図を実現するための手順を論理的に考える力）」などを育む教育。
プログラミング的思考	コンピュータに意図した命令を伝えるように、自分の意図を実現するための手順を論理的に考える能力。自分が意図する一連の活動を実現するために、どのような動きの組合せが必要であり、一つひとつの動きに対応した記号を、どのように組み合わせたらいいのか、記号の組合せをどのように改善していけば、より意図した活動に近づくのか、といったことを論理的に考えしていく力。
問題データベース	補充学習等を支援する目的で導入している、中学校への学習プリント配信サービス。



2. 第2次三朝町教育ビジョン策定審議会

(1) 第2次三朝町教育ビジョン策定審議会設置要綱

(設置)

第1条 三朝町の次代を担う子どもの育成について、三朝町の教育における基本方針及び目指す子ども像を明らかにする「三朝町教育ビジョン」の改訂に向けて、専門的見地から幅広い意見を聴取し、その策定に資するため、第2次三朝町教育ビジョン策定審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、教育長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 第2次三朝町教育ビジョンの策定に必要な調査・研究及び審議に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、5人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 義務教育従事経験者
- (3) 幼児保育従事経験者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2次三朝町教育ビジョン策定終了日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長及び副座長)

第5条 審議会に、座長及び副座長各1名を置き、委員の互選により定める。

2 座長は、審議会を総括し、会議の議長となる。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、座長が招集する。

2 審議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、教育総務課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、座長が審議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(2) 第2次三朝町教育ビジョン策定審議会委員名簿

区分	氏名 (敬称略)	所属等	備考
学識経験者	高旗 浩志	岡山大学教師教育開発センター 教授・センター長	座長
義務教育従事経験者	藤井 隆	元小・中学校長	副座長
幼児保育従事経験者	横木 永子	元幼稚園長	
学識経験者	谷川 哲也	元プロ野球球団トレーナー	
学識経験者	川北 多美	高等学校教諭	



(3) 諒問文

諒問

第2次三朝町教育ビジョン策定審議会 様

教育基本法第17条第2項に基づき、三朝町の次代を担う子どもの育成について、三朝町の教育における基本方針及び目指す子ども像を明らかにする新しい教育ビジョンを策定したいので、調査、審議くださいますよう諒問します。

平成30年7月19日

三朝町教育委員会教育長 西田 寛司

(4) 第2次三朝町教育ビジョン策定審議会検討経過

期 日	内 容	概 要
平成 30 年 7 月 19 日 (木)	第 1 回審議会	<ul style="list-style-type: none"> ▽委員委嘱状交付 ▽設置目的・設置要綱説明 ▽座長・副座長選出 ▽教育長からの諮問 ▽ビジョン策定の流れ説明 ▽骨子（案）説明 ▽骨子（案）に対する委員からの意見・提案
7 月 20 日 (金)	学校視察	<ul style="list-style-type: none"> ▽委員による小学校視察
11月 5 日 (月)	第 2 回審議会	<ul style="list-style-type: none"> ▽ビジョン（案）説明 ▽ビジョン（案）に対する委員からの意見・提案
12月 13 日 (木)	学校視察 第 3 回審議会	<ul style="list-style-type: none"> ▽委員による中学校視察 ▽修正ビジョン（案）説明 ▽修正ビジョン（案）に対する委員からの意見・提案
平成 31 年 1 月 23 日 (水)	第 4 回審議会	<ul style="list-style-type: none"> ▽ビジョン（案）修正内容確認 ▽専門的見地からの意見交換 ▽教育長への成案答申

(5) 答申文

平成31年1月23日

三朝町教育委員会教育長 西田 寛司 様

第2次三朝町教育ビジョン策定審議会

座長 高旗 浩志

「第2次三朝町教育ビジョン」について（答申）

平成30年7月19日付で諮問がありました、三朝町の教育における基本方針及び目指す子ども像を明らかにする新しい教育ビジョンについて、当策定審議会において慎重に審議を重ね、別添のとおり「第2次三朝町教育ビジョン」として取りまとめましたので答申します。

本答申に基づく、上記ビジョンに盛り込まれる諸施策が着実に推進され、基本理念である「夢と希望を持ち ふるさとを愛する やさしくたくましい みささっ子の育成」が図られることを期待します。

3. みささっ子教育ビジョン策定経過

年	月	日	策定審議会	教育委員会	広聴等
30	7	19	第1回審議会	諮詢	
		20	学校視察		
	11	5	第2回審議会		
		29～ 12/11		事務局意見聴取	学校現場意見聴取
	12	13	学校視察 第3回審議会		
31	1	23	第4回審議会 答申		
		28		総合教育会議で確認	
	2	4			学校現場意見聴取
		19		定例会で確認	
	3	13		臨時会で確認	
		14～ 22			パブリックコメント実施
		25		定例会で確認、策定	
		28			町ホームページで公表 概要版全戸配布



みささっ子教育ビジョン

発 行 三朝町教育委員会

編 集 三朝町教育委員会事務局教育総務課

〒682-0195 鳥取県東伯郡三朝町大瀬 999 番地 2

TEL 0858-43-3510 FAX 0858-43-0647

URL <http://www.town.misasa.tottori.jp/>

発行日 平成 31 年 3 月 28 日